

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆様へ

## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容のお問い合わせや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

お問合せ先

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会 生活支援係

電話：0538-43-3020

受付時間：月～金曜日 午前9時～午後5時